

議案第 8 号

嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 2 号)が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

嘉島町職員の育児休業等に関する条例(平成4年嘉島町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「法律76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「法律第76号)第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

嘉島町職員の育児休業等に関する条例(平成4年嘉島町条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（部分休業の承認） 第19条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年<u>法律76号</u>)<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	（部分休業の承認） 第19条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年<u>法律第76号</u>)<u>第61条の2第20項</u><u>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</u>